文章資料　4部3章6節～8節

日本兵の体験を記した記事(p.320)

…蒼い湾内の上をゆつくりと走ること十分、懐しの夢に画き、幻に見た故国の土を踏んだ。出迎えてくれる人とて無く、…看護婦二人が、両方より若い顔を無表情に黙つて手をのべ、ただ機械的に揚がるのに手を貸して呉れただけだった。…疲れて勝手に隊列をはなれ、井戸のある所に三々五々休み久方振りでの冷水に喉をうるおした。幾年振りかで呑む日本の水に限りなき喜びを味い、…やつとこれで日本の土地だなあと思えた。

〈『シバウラ』第百四十四号〉

労働基準法(p.323)

第一条　労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

第三条　使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。

第四条　使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱いをしてはならない。

第五条　使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

第六条　何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

〈『公文類聚』第七十一編〉

日本国憲法(p.324)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢❶を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法❷を確立する。…

第一条　天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求❸し、国権の発動たる戦争と、武力よる威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に之を放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交渉権

は、これを認めない。

第十一条　国民は、すべての基本的人権の享有❹を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人類、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。…

第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第二十四条　婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

《『日本国憲法』（御著名原本）》

注　❶恵沢：恩恵、恵み　❷この憲法：日本国憲法、一九四六年（昭和二一）年十一月三日公布、一九四七年五月三日施行　❸希求：願い求めること　❹享有：生まれながら持っていること

文化財保護法(p.326)

第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

第二条　この法律で「文化財」とは、左に掲げるものをいう。

一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。）

二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財という）…

《『官報』第七〇一二号》

世界人権宣言(p.328)

第一条　すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

《『世界史史料十一』原英文》

北大西洋条約(p.334)

前文　…締約国は、北大西洋地域における安全および福利の促進に努める。締約国は、集団防衛ならびに平和と安全の維持のためにその努力を結集する決意を有する。…

第五条　締約国は、欧州または北米における一または二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。…

〈『国際条約集二〇一二年版』原英文〉

サンフランシス平和条約(p.334)

第一条　a日本国と各連合国との間の戦争状態は、…この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

b連合国は、日本国及びその領水❶に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二条　a日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原❷及び請求権を放棄する。

b日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

c日本の句は、千島列島ならびに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。…

第三条　日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖ノ鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置くこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。…

〈『官報』号外〉

注　❶領水：領海　❷権原：ある行為を正当とする法律上の根拠

日米安全保障条約(p.335)

第一条　平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその付近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じょうを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第二条　第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の合意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若し

くは演習の権利又は陸軍、海軍若しくは海軍の通貨の権利を第三国に許与しない。

第三条　アメリカ合衆国の軍隊の日本国内およびその付近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

〈『主要条約集』〉

日米新安保条約(p.338)

第三条　締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第五条　各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。…

第六条　日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍、及び海軍が日本において施設及び区域を使用することを許される。…

第十条　この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

〈『官報』号外〉

『経済白書』(一九五六年)(p.340)

…しかし敗戦によつて落ち込んだ谷が深かつたという事実そのものが、その谷からはい上るスピードを速からしめたという事情も忘れることはできない。…いまや経済の回復による浮揚力はほぼ使い尽くされた。なるほど、貧乏な日本のこと故、世界の他の国々くらべれば、消費や投資の潜在需要はまだ高いかもしれないが、戦後の一時期に比べれば、その欲望の熾烈さは明らかに減少した。もはや「戦後」ではない。われわれはいまや異なつた事態に当面しようとしている。回復を通じての成長は終つた。…

〈『経済白書』昭和三十一年度〉

日韓基本条約❶(p.345)

第一条　両締約国間に外交及び領事関係が開設される。…

第二条　千九百十年八月二十二日❷以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条　大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号（Ⅲ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

注　❶日韓基本条約：一九六五年（昭和四十）年六月二十二日調印　❷千九百年八月二十二日：韓国併合条約を調印した日

〈『官報』号外〉

日中共同声明(p.358)

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し深く反省する。…

一　日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。

二　日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

三　中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項にも続く立場を堅持する。

五　中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。

〈『わが外交の近況』昭和四十八年版〉